

OEM マatchingサービス 利用規約 v1.01

(OEM 提供者用)

エスプラナード・ワン株式会社

1. はじめに

本規約では、OEM の売り手を「OEM 提供者」、買い手を「OEM 再販者」と呼ぶ。

2. 出品

- 出品には本サービスの審査を必要とする。
- 出品中は製品の機能説明のみ一般公開し、OEM 提供者名、OEM 製品名等の OEM 提供者、OEM 製品が特定できる情報は公開しない。

3. 交渉開始と実名公開

- 本サービスが OEM 再販者から実名での交渉開始依頼を受け、更に、OEM 提供者がそれを承諾した時点で交渉開始とする
- 交渉開始時に本サービスから OEM 提供者名、OEM 製品名、連絡先等の情報を OEM 再販者に連絡する。双方は、最適な連絡手段で交渉を開始する。

4. 契約

- 交渉開始後から初回発注までの間に OEM 提供者と OEM 再販者の間で成立した OEM に関するあらゆる契約は、OEM 提供者が契約書の写しと共に本サービスに報告しなければならない。

5. 利用料金

- 出品に掛かる一切の費用は無料。
- 交渉開始後、OEM 提供者と OEM 再販者の間で成立した初回発注金額の 20%又は 20 万円のどちらか高額な方を手数料として OEM 再販者が本サービスに支払う。

6. 出品中止

- OEM 提供者は本サービスに対し、いつでも出品中止連絡をもって出品を中止する事ができる。但し、本サービスへの出品中止連絡前に開始した交渉が成立した場合には手数料支払いの対象となる。
- OEM 提供者の行為が本規約の定める禁止事項に該当する場合には出品中止とする。

7. 出品に関する禁止事項

下記に該当する OEM 製品の出品は禁止とする。

- OEM 提供者が法人以外の場合又は法人の存在を適法に証明することができない場合。
- 製品に関する記載内容に OEM 提供者が特定できる記載のある製品。
- 製品に関する記載内容に虚偽または正確ではない内容が含まれている場合。

- 出品申請時点で販売実績のない製品の場合。
- 各種法令又は社会規範等に反する内容が含まれている製品の場合。
- 公序良俗やモラルに反する内容が含まれている製品の場合。
- 反社会的勢力への利益供与につながりうる製品の場合。
- 他者の知的財産権を侵害する可能性がある製品の場合。
- 犯罪や、違法行為に使用される恐れのある製品の場合。
- その他当社が不適切と判断した製品の場合。

8. 利用に関する禁止事項

下記に該当する行為は禁止とする。

- 出品物以外の営業を打診、提案する行為。
- 実名交渉前に実名を公表する行為。
- 著作権を含む他者の権利を侵害すること、または、そのおそれのある行為。
- 各種法令又は社会規範等に反する行為もしくはそれらをほのめかす行為。
- 健全なサービス運営や、ユーザー間同士の真摯かつ円滑な相互のやり取りの妨げになる迷惑な行為。
- 当社または他のユーザーの利益を侵害する行為。
- 差別またはそれらを助長する行為。
- 低俗もしくはわいせつな投稿を行う行為。
- 他社になりすます行為。
- 本サービス運営を妨げる行為。
- 本サービスに対して不正にアクセスする行為または悪影響を及ぼす行為。

以上